第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第111条・第十条の11関係）

［様式　略］

第７号様式記載要領

１　この明細書は、内国法人が法第53条第24項及び第321条の８第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、(その２）は(その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第６号様式又は第６号様式(その２）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式又は第６号様式（その２）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［(6)　略］

［５　略］

第七号の11様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第111条・第十条の11関係）

［様式　略］

第７号の２様式記載要領

１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、(その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑰」の欄は、第６号様式又は第６号様式(その２）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第111条・第十条の11関係）

［様式　同上］

第７号様式記載要領

１　この明細書は、内国法人が法第53条第24項及び第321条の８第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第６号様式の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、(その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　同左］

(5)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第６号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　同左］

(5)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［(6)　同左］

［５　同左］

第七号の11様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第111条・第十条の11関係）

［様式　同上］

第７号の２様式記載要領

１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　同左］

(4)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑰」の欄は、第６号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。